

改正後

（登録の基準）

第四十一条 法第九十九条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表第四の第一欄に掲げる事業の区分（第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては、同表の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置を、それぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。

二 「略」

三 別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置をそれぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。

（登録に係る区分）

第九十条 法第四百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一～七 「略」

八 「速さ」

九～二十五 「略」

改正前

（登録の基準）

第四十一条 法第九十九条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 計量証明に使用する器具、機械又は装置（第二号又は第三号に掲げるものを除く。）が、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。

二 「略」

三 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。

（登録に係る区分）

第九十条 法第四百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一～七 「略」

八 「新設」

九～二十四 「略」

別表第一（第五条、第十三条関係）

一〇二 十七	「略」	事業の区分 分の略称	検査のための器具、機械 又は装置
二十八	「略」	「略」	次のいずれかの設備 一・二 「略」 三 血压計用基準压力計
二十九	「略」	「略」	
三十 四十六	「略」	「略」	「略」

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分 特定計量器その他の 数量 計量士

別表第一（第五条、第十三条関係）

一〇二 十七	「略」	事業の区分 分の略称	検査のための器具、機械 又は装置
二十八	「略」	「略」	次のいずれかの設備 一・二 「略」 「新設」
二十九	「略」	「略」	
三十 四十六	「略」	「略」	「略」

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分 特定計量器その他の 数量 計量士

	一～四 〔略〕	五 熱量	六 濃度 大気中の 物質の濃 度に係る 事業
器具、機械又は装置	〔略〕	イ 〔略〕 ロ 非自動はかり（ 経済産業大臣が別 に定めるものに限 る。） ハ 〔略〕	イ 〔略〕 ロ 非自動はかり（ 経済産業大臣が別 に定めるものに限 る。） ハ イオン交換式、 逆浸透膜式若しく は蒸留式の純水製 造装置又は純水 ニ 対象物質の分析 方法に応じ必要と なる排ガス処理の ための装置（経済
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕		〔略〕

	一～四 〔略〕	五 熱量	六 濃度 大気中の 物質の濃 度に係る 事業
器具、機械又は装置	〔略〕	イ 〔略〕 ロ 非自動はかり（ ひょう量が百グラ ム以上であつて感 量が一ミリグラム 以下のものに限る 。） ハ 〔略〕	イ 〔略〕 ロ 非自動はかり（ ひょう量が百グラ ム以上であつて感 量が一ミリグラム 以下のものに限る 。） ハ イオン交換式若 しくは蒸留式の純 水製造装置又は純 水 ニ 対象物質の分析 方法に応じ必要と なる排ガス処理の ための装置（有害
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕		〔略〕

産業大臣が別に定めるものに限り。

ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限り。）

へ 温度計（経済産業大臣が別に定めるものに限り。）

ト ガスメーター（経済産業大臣が別に定めるものに限り。）又は流量計（気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。）

チ U字型マノメーター、傾斜型マノ

[略]

[略]

[略]

[略]

物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限り。）

ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限り。）

へ 温度計（計量範囲が零度から五百度よりも広いものであって、目量が二度以下のものに限り。）

ト ガスメーター（一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限り。）

チ U字型マノメーター又は傾斜型マ

[略]

[略]

[略]

[略]

	<p>水又は土 壤中の物 質の濃度 に係る事 業</p>
<p>メーター若しくは その他の差圧計及 びピトー管式流速 計又は熱線式流速 計 「削る」</p>	<p>イ 「略」 ロ 非自動はかり（ 経済産業大臣が別 に定めるものに限 る。）</p> <p>ハ イオン交換式、 逆浸透膜式若しく は蒸留式の純水製 造装置又は純水</p> <p>ニ 対象物質の分析 方法に応じ必要と なる排ガス処理の ための装置（経済 産業大臣が別に定</p>
<p>「削る」</p>	<p>「略」</p>

	<p>水又は土 壤中の物 質の濃度 に係る事 業</p>
<p>ノメーター 「削る」</p>	<p>イ 「略」 ロ 非自動はかり（ ひょう量が百グラ ム以上であつて感 量が一ミリグラム 以下のものに限る 。）</p> <p>ハ イオン交換式若 しくは蒸留式の純 水製造装置又は純 水</p> <p>ニ 対象物質の分析 方法に応じ必要と なる排ガス処理の ための装置（有害 物質の排出を防ぐ</p>
<p>「削る」</p>	<p>「略」</p>

	六の二 特定濃度
	大気中の ダイオキ シン類の 濃度に係 る事業
<p>めるものに限る。)</p> <p>ホ 対象物質の分析 方法に 必要と なる排 水処理 のため の装置 (経済 産業大 臣が別 に定め るもの に限る。)</p> <p>ヘ・ト [略]</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 非自動はかり(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)</p> <p>ハ イオン交換式、 逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水</p> <p>ニ 対象物質の分析方法に 必要と なる排 ガス処 理のため の装置 (経済</p>
[略]	[略]
[略]	[略]

	六の二 特定濃度
	大気中の ダイオキ シン類の 濃度に係 る事業
<p>ことができる性能 を有するものに限 る。)</p> <p>ホ 対象物質の分析 方法に 必要と なる排 水処理 のため の装置 (有害物 質の排 出を防 ぐこと ができる 性能を 有する ものに限 る。)</p> <p>ヘ・ト [略]</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 非自動はかり(ひょう量が百グラム以上であつて感量が一ミリグラム以下のものに限る。)</p> <p>ハ イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水</p> <p>ニ 対象物質の分析方法に 必要と なる排 ガス処 理のため の装置 (有害</p>
[略]	[略]
[略]	[略]

産業大臣が別に定めるものに限る。）

ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）

へ 温度計（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）

ト ガスメーター（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）又は流量計（気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。）

チ U字型マノメーター、傾斜型マノ

[略]

[略]

[略]

[略]

物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）

ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）

へ 温度計（計量範囲が零度から五百度よりも広いものであって、目量が二度以下のものに限る。）

ト ガスメーター（一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。）

チ U字型マノメーター又は傾斜型マ

[略]

[略]

[略]

[略]

	<p>水又は土壌中のダイオキシンの濃度に係る事業</p>
<p>メーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計 「削る」</p>	<p>イ 「略」 ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）</p> <p>ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水</p> <p>ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（経済産業大臣が別に定</p>
<p>「削る」</p>	<p>「略」</p>
	<p>「削る」</p>
	<p>水又は土壌中のダイオキシンの濃度に係る事業</p>
<p>ノメーター</p> <p>リ ピトー管式流速計又は熱線式流速計 ヌ 吸引装置（気体を吸引できるものに限る。）</p>	<p>イ 「略」 ロ 非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であつて感量が一ミリグラム以下のものに限る。）</p> <p>ハ イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水</p> <p>ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出を防ぐ</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
<p>環境計量士（濃度関係）であつて対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事している者又はこれと同等以上の経験を有している」と経済産業大</p>	<p>「略」</p>

	七 音圧レベル
<p>ホ 対象物質の分析 方法に応じ必要と なる排水処理のた めの装置（経済産 業大臣が別に定め るものに限る。）</p>	<p>イ・ロ 「略」 ハ 音圧レベル校正 器（経済産業大臣 が別に定めるもの に限る。）</p> <p>ニ レベルレコーダ ー又はこれと同等 の機能を有する装 置若しくはソフト ウェア（経済産業 大臣が別に定める ものに限る。）</p>
[略]	[略] [略]
[略]	[略]
	七 音圧レベル
<p>ホ 対象物質の分析 方法に応じ必要と なる排水処理のた めの装置（有害物 質の排出を防ぐこ とができる性能を 有するものに限る。 ）</p>	<p>イ・ロ 「略」 ハ 音圧レベル校正 器（発生する周波 数が二百五十ヘル ツ以上であつて、 〇・五デシベル以 上の精度で校正で きるものに限る。）</p> <p>ニ レベルレコーダ ー（三十一・五ヘ ルツから八千ヘル ツまでの周波数範 囲において、記録 できるレベル範囲 が五十デシベル以</p>
[略]	[略] [略]
臣が認め た者	[略]

ホ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）

[略]

へ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）

[略]

ト データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（経済産業

[略]

上のものに限る。）

ホ オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。）

[略]

へ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（二十ヘルツから一万二千五百ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。）

[略]

ト データレコーダー（五十ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、五十デシベ

[略]

	<p>八 ル 振動加速度レベ</p>
<p>大臣が別に定める ものに 限る。）</p>	<p>イ 「略」 レベルレコーダ ー又はこれと同等 の機能を有する装 置若しくはソフト ウェア（経済産業 大臣が別に定める ものに 限る。）</p> <p>ハ 三分の一オクタ ーブバンド分析器 又はこれと同等以 上の性能を有する 周波数分析器若し くはソフトウェア （経済産業大臣が 別に定めるものに 限る。）</p> <p>ニ データレコーダ ー又はこれと同等 の機能を有する装</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>

	<p>八 ル 振動加速度レベ</p>
<p>ル以上のレベル範 囲で、正負一デシ ベル以内の偏差で 記録できるものに 限る。）</p>	<p>イ 「略」 レベルレコーダ ー（一ヘルツから 八十八ヘルツまでの 周波数範囲におい て、記録できるレ ベル範囲が五十デ シベル以上のもの に限る。）</p> <p>ハ 三分の一オクタ ーブバンド分析器 又はこれと同じ若 しくはより高い性 能を有する周波数 分析器（一ヘルツ から八十八ヘルツま での範囲の周波数 を分析できるもの に限る。）</p> <p>ニ データレコーダ ー（一ヘルツから 八十八ヘルツまでの</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	
	置若しくはソフト ウェア（経済産業 大臣が別に定める ものに限る。）
	周波数範囲におい て、四十五デシベ ル以上のレベル範 囲で、正負一デシ ベル以内の偏差で 記録できるものに 限る。）